

『沖縄県物産検査関係例規』と その沖縄県関係の収録令規について

青 嶋 敏

一 はじめに

本稿は、筆者がこれまでに行なってきた戦前期沖縄県の令達集ないし令規集（以下「令達・令規集」という。）に関する研究の一環として、沖縄県物産検査所が1934年（昭和9年）に発行した『沖縄県物産検査関係例規』（以下「本書」ということがある。）の書誌情報について解説するとともに、本書に収録されている沖縄県の物産検査に関する令達ないし令規（以下本稿では「令規」という。）についてデータを整理して紹介することを目的とする。

ところで、筆者は、2009年3月に公表した「戦前期沖縄県の令達集・令規集について——その書誌情報の素描——」と題する研究報告⁽¹⁾において、明治期から昭和戦前期までに編纂・発行された沖縄県の令達・令規集として『学事規定全書』（明治27年発行）、『沖縄県令達類纂〔初版〕』（明治39年発行）、『沖縄県町村諸規程』（推定発行年明治41年～43年）、『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（明治44年発行）、『沖縄県会計法規』（大正3年発行）、『沖縄県町村自治之槩 全』（大正4年発行）、『加除自在現行沖縄県令規全集』（昭和4年再版発行）、『沖縄県警察法規類典 全』（昭和10年発行）、『沖縄県青年学校法令集 全』（昭和14年発行）の9件を取り上げ、これらの書誌情報を素描した。そうして、『加除自在現行沖縄県令規全集』を除く8件の令達・令規集については、これらに収録された令規に関する情報を一覧表に整理して紹介を行ってきた⁽²⁾。しかし、上記研究報告の執筆時点（2008年）では未確認であった令達・令規集であって、その後その所在を確認できたものが2件存在する。このうち『糖業関係例規』（昭和5年発行）についてはすでに別稿⁽³⁾で紹介した。本稿で取り上げ

る『沖縄県物産検査関係例規』も同様に上記研究報告の執筆以後に筆者が確認することができた令達・令規集である。

二 本稿における底本と本書の所蔵状況について

本稿で取り上げる沖縄県物産検査所編『沖縄県物産検査関係例規』の底本は、沖縄県立図書館が所蔵する「山下久四郎文庫」中の一冊（請求記号：YK60-O52）（以下「山下文庫本」という。）である。この山下久四郎文庫は、三重県出身の山下久四郎氏（1901年～1982年）が沖縄県および鹿児島県の糖業課の嘱託時代（大正・昭和初期）に収集した糖業や農業関係資料約850点（その内訳は、沖縄県の糖業関係資料約350点、奄美大島の糖業関係資料約100点、糖業以外の沖縄関係資料約350点などである。）からなる文庫であり、1976（昭和51）年に、旧蔵者である山下氏から沖縄県立図書館に譲渡されたものである⁴⁾。管見の限りでは、本書の原本を所蔵しているのは、この沖縄県立図書館の山下久四郎文庫だけである。

ちなみに、沖縄県立図書館は、この山下文庫本の複製本（請求記号は同上）も所蔵し閲覧に供しているが、複製本の作成にあたって生じたと思われる若干の落丁と乱丁が存在する（詳細については後述する。）ので、この複製本を閲覧利用する際には注意が必要である。

ところで、沖縄県公文書館は、『沖縄県物産関係例規、砂糖及樽標準査定会提案、その他』（資料コード：T00019110B）と題する複製本を所蔵しているが、その原本は沖縄県立図書館所蔵の山下文庫本である。この複製本には、全部で13件の資料が合冊されているが、その冒頭に「沖縄県物産検査関係例規」が綴られている。ただし、この複製本の背表紙には上掲のように『沖縄県物産関係例規……』と表示されており、またこの複製本の作成に際して付されたとと思われる手書きの仕切り紙にも「沖縄県物産関係例規」と表記されている。なお、この複製本に収録されている「沖縄県物産検査関係例規」については、上述したような沖縄県立図書館所蔵の複製本に見られる落丁と乱丁は存在しない。

三 『沖縄県物産検査関係例規』（山下文庫本）について

(1) 山下文庫本の体裁

本書の山下文庫本は、右開きの小型本（縦最大部分15.5センチメートル、横最大部分10.5センチメートル）で、クロス張りの表紙の右端に開けられた二穴に通した黒の綴り紐で綴られており、いわゆる「加除式」の体裁をなしている（ただし、本文に追録加除された形跡はみあたらない。）。表紙および背表紙には黒色で「沖縄県物産検査関係例規」と表示されている。表紙の右下隅から背表紙下部、さらに裏表紙左下隅にかけて沖縄県立図書館の請求番号のラベルが貼付されている。なお、表紙の右上隅に鉛筆で「377」と書かれているが、その意味は不明である。

(2) 山下文庫本の内表紙

山下文庫本の内表紙のほぼ中央に「沖縄県物産検査関係例規」という書名が黒色で表示されている。この書名の左側に、万年筆（青インク）で「農林課糖業係用」と書き込まれており、このことから山下文庫本はもともと沖縄県の農林課糖業係の職員の業務に使用されていたと推定される。また、これら書名と書込みの下部には、「砂糖文庫／第2908号／ 年 月 日／山下」（「／」は改行。筆者による。以下同じ。）という印影の横長楕円形の蔵書印（朱色）が押されている（ただし、番号部分は万年筆〔青インク〕による手書きである。）。さらに、上記蔵書印の右側に、「山下／12.3.31」という印影の丸印（赤色）が押印されている。これらの押印は、山下文庫本がその後、旧蔵者である山下久四郎氏の糖業関係の蔵書資料（これを山下氏は「砂糖文庫」と命名していた。）として所蔵されていたことを示している。なお、丸印の数字部分は判読が難しく、「12.3.31」は筆者による推定であるが、年月日を表わしていると考えられる。本書は昭和9年に発行されたものであるので、昭和12年3月31日の意であろう。

(3) 本書の目次

本書の目次には、1頁から3頁までの頁付けがあるが、目次の記載内容は2頁の半ばで前後に二分されている。

すなわち、目次の前半はいわば本編の目次に相当する部分であり、ここには、物産検査関係の沖縄県令規17件（その令規類型別の内訳は、諭告1件、県令3件、告示1件、訓令甲5件、訓令乙2件、指令2件、通知1件、物産検査所通牒2件である。）が列挙されている。この目次の前半に掲載されている情報は、令規の名称または件名、公布年または発令年、令規類型、令規番号、本文における令規の掲載頁（冒頭頁）である。山下文庫本では、17件の令規のうち6件（後掲【表2】のI1、I2、I5、I7、I8、I16）には、その名称または件名の表記の上方から右側にかけて赤鉛筆によるかぎ型のチェックが書き込まれている。

他方、目次の後半には、「附録」という見出しの区分の後に、国（中央政府）の法令2件（その内訳は勅令1件、内務省令1件である。）および沖縄県令規10件（その令規類型別の内訳は、県令1件、告示1件、訓令甲8件である。）が列挙されている。この目次の後半に掲載されている情報も、目次の前半と同じく、令規の名称または件名、公布年または発令年、令規類型、令規番号、本文における令規の掲載頁（冒頭頁）である。

(4) 山下文庫本の本文

山下文庫本の本文は1頁から114頁までであるが、78頁（77頁の裏面で、昭和9年5月22日訓令甲第7号「沖縄県電報発信符号表」〔後掲【表2】のI17〕の掲載部分に続く頁）に相当する頁が白紙であるため、本文の分量は実質113頁である。このうち、本編に相当するのは1頁から77頁まで、「附録」は79頁から114頁までである。そして、本編部分と「附録」部分とは、「附録」と表示された仕切り紙（朱色）で仕切られている。また、本文中には、文字を追加・修正して印刷している部分（本文と同じ黒色）が8箇所ある。

ところで、沖縄県立図書館の複製本では、本文の16頁以降が、16頁→18頁→16頁→17頁→18頁→19頁→22頁→23頁となっている。したがって、20頁と21頁が落丁となっており、かつ16頁から18頁までが乱丁となっている。原本にはこのような落丁や乱丁は存在しないので、これらの落丁や乱丁は複製本の作成の際に生じたものであると考えられる。ちなみに、複製本で落丁となっている20

頁の掲載内容は、大正15年5月16日県令第9号「物産検査規則」（後掲【表2】のI2）の様式「第三号 酒検査証票紙」のうち、「醸詰」の「不合格（肉色赤）」の証票紙、ならびに、様式「第四号 砂糖樽検査証印」の「合格（肉色黒）」および「不合格（肉色赤）」の検査証印の部分であり、また、同様に複製本で落丁となっている21頁の掲載内容は、同規則の様式「第五号 砂糖検査証印」であるところの、「合格砂糖（肉色紫）」、「不合格砂糖（肉色赤）」、ならびに、「容量印」としての「定量（肉色紫）」および「不足（肉色赤）」の検査証印の部分である。

(5) 奥付の記載内容

山下文庫本の奥付では、一行目に印刷年月日が「昭和九年六月十二日印刷」と、二行目に発行年月日が「昭和九年六月十八日発行」と表記された後に、三行目に「沖縄県物産検査所」と表記されている。ここには沖縄県物産検査所が本書を「編纂」ないし「編集」したという記載はないが、本書の编者および発行者の表示であると考えてよいであろう。山下文庫本の奥付では、さらに、四～五行目に印刷人が「沖縄県那覇市通堂町貳丁目壹番地／印刷人 嘉味田朝茂」と、六～八行目に印刷所が「沖縄県那覇市通堂町貳丁目壹番地／印刷所 向春商会印刷部／（電話二三三番）」と表記されている。

山下文庫本の奥付中央上部には、「沖縄県立図書館／昭和／51.3.-1／43608」という印影（黒印）の沖縄県立図書館の蔵書印（楕円形）が押印されている。「51.3.-1」は山下文庫本の受入年月日（昭和51年3月1日）の表示である。さらに、この蔵書印の左下に、請求番号が黒鉛筆で「TK60／O52」と書かれている。なお、奥付中央下に、「¥2,500」と鉛筆書きされているが、これは山下文庫本が沖縄県立図書館に譲渡された際の購入価格であろうか。

(6) 本書の編纂目的

本書には、緒言や編纂例の類の文章が付されていない。そのため、本書の編纂目的を直接に知ることができる記述はない。しかし、前述したように、本書の山下文庫本の内表紙には、書名の表示の左側に万年筆で「農林課糖業係用」と書き込まれている。このことから、本書の山下文庫本は、もともと沖縄県の

農林課糖業係の業務の用に供されていたと考えられる。本書に収録されている沖縄県令規の内容から見ても、本書が沖縄県物産検査所の業務に関係する人々による参照を念頭に編纂されたものであることは明らかであろう。

四 『沖縄県物産検査関係例規』収録の沖縄県関係令規について

(1) 収録令規の件数

本書に収録されている沖縄県関係令規の件数は、本編に相当する部分に17件、「附録」部分に10件、合計27件である。この27件の沖縄県の令規の類型別内訳は、諭告1件、県令4件、告示2件、訓令甲13件、訓令乙2件、指令2件、通知1件、物産検査所通牒2件である。

本書には、この27件の沖縄県令規の他に、前述のように、国（中央政府）の法令である勅令1件（明治20年7月20日公布勅令第39号「官吏服務紀律」）および内務省令1件（明治35年2月14日公布内務省令第3号「府県郡吏員服務紀律」）が掲載されている。

【表1】『沖縄県物産検査関係例規』の年次別・類型別収録令規数

類型 年次	諭告	県令	告示	訓令甲	訓令乙	指令	通知	物産検査所通牒	計
明治41年				1					1
明治42年				2					2
大正1年	1			1					2
大正4年				1					1
大正7年						1			1
大正10年		2		1	1				4
大正11年				1					1
大正12年		1	2	1	1	1	1		7
大正13年				1				1	2
大正14年		1							1
昭和2年				1					1
昭和4年				2					2
昭和9年				1				1	2
計	1	4	2	13	2	2	1	2	27

注：表中に記載のない年次については、令規は収録されていない。

(2) 収録令規の公布・発令時期

本書に収録されている27件の沖縄県関係令規のうち、公布・発令時期が最も早いものは明治41年3月31日発令の訓令第14号「雇員俸給支給規則」（後掲【表2】のI26）であり、公布・発令時期が最も遅いものは昭和9年9月28日発令の物検第109号通牒「職員勤怠調査報告ノ件」（後掲【表2】のI15）である。この27件の沖縄県の令規を公布・発令年次別、令規類型別に示すと【表1】のとおりであり、公布・発令年次別では大正12年の令規が最も多い（7件）。

(3) 収録令規の概要

既に本書の目次に関連して述べたように、本書の本文の前半部分（本編に相当する部分）には物産検査関係の沖縄県令規17件が収録されており、本書の後半部分には、「附録」と表示された仕切り紙の後に、沖縄県の官吏・職員等の勤務や給与等に関する沖縄県令規10件が収録されている。

前者の物産検査関係の令規中には、「砂糖及砂糖樽ノ精整統一ヲ図リ以テ市場ノ信用ヲ維持増進セムトスル」ために砂糖および砂糖樽の検査を県営に移すことを宣言した大正元年10月の諭告（後掲【表2】のI1）、物産検査の基本規定（同I2）、物産検査の手續に関するもの（同I3、I5）、物産検査の手数料に関するもの（同I6、I7、I8）、物産検査所の管轄区域に関するもの（同I4）、物産検査所の職制や処務に関するもの（同I9、I10、I11）、物産検査所の職員の旅費・支給品・休暇に関するもの（同I12、I13、I14）などが収録されている。

他方、後者の沖縄県の官吏・職員等の勤務や給与等に関する令規中には、沖縄県の廨（沖縄県物産検査所もこれに該当する。）の執務時間・休暇に関するもの（後掲【表2】のI18）、県吏員の恩給に関するもの（同I21、I22）、県吏員・職員の懲戒に関するもの（同I19）、県費支弁に属する職員の旅費・離島在勤手当・俸給に関するもの（同I23、I24、I25）、県雇員の俸給に関するもの（I26）などが収録されている。これらの令規が本書に収録されているのは、これらの令規が沖縄県物産検査所に勤務する沖縄県官吏・職員・雇員にも適用されることを前提としているものと考えられる。

なお、後掲【表2】のI15、I16、I17については、令規の一部抜粋であり、全文が収録されているわけではない。

五 沖縄県物産検査所と物産検査について

つぎに、本書の編纂・発行者である沖縄県物産検査所について若干言及しておこう。

沖縄県物産検査所は、沖縄県の特産品である砂糖、砂糖樽、酒（泡盛、焼酎）、帽子および青筴の検査をおこなっていた沖縄県の機関である。

沖縄県では明治30年代に砂糖および砂糖樽の粗製濫造が頻発し、沖縄県産の砂糖の信用にかかわる問題になった。そこで、沖縄県は明治31年7月29日に県令第23号「砂糖樽製造営業規則」⁶⁾を改正公布し、さらに明治39年4月17日には県令第21号「製糖取締規則」⁶⁾を公布して、信用維持のためそれらの検査を郡区役所・島庁を通じて町村（当初は間切）に再委任しておこなわせた。しかし、町村による砂糖および砂糖樽の検査が十分に機能しなかったために⁷⁾、沖縄県は、大正元年（1912年）10月13日に県令第15号「砂糖検査規則」⁸⁾および県令第16号「砂糖取締規則」⁹⁾を公布し、同月15日より砂糖や砂糖樽の検査を県の直営とすることにし、沖縄県砂糖検査所を設置した。その後、大正5年（1916年）4月1日に、物産検査を砂糖および砂糖樽以外の物産（酒、帽子）にも拡大することになり、「物産検査規則」¹⁰⁾を制定するとともに、沖縄県砂糖検査所を沖縄県物産検査所と改称するに至った（なお、帽子の物産検査は大正14年4月に廃止され、昭和3年6月から新たに青筴が物産検査の対象に加えられた。）。

大正12年12月24日発令沖縄県指令第1245号「物産検査所処務細則」（後掲【表2】のI11）第1条によれば、物産検査所の処理すべき検査事務として、①職員の養成並びに配置に関する事項、②検査施行並びに取締に関する事項、③検査標準品の査定並びに配付に関する事項、④検査成績調査及び統計報告に関する事項、⑤物産の改善奨励並びに調査に関する事項、⑥物産の貯蔵及び取引調査に関する事項、⑦物産の移出入調査に関する事項、⑧不合格品調査に関

する事項、⑨物産の計量及び包装材料調査に関する事項、の9項目を定めている⁹⁰。これによって、物産検査所が行っていた物産検査業務の概要を知ることができる。

六 『沖縄県物産検査関係例規』収録の沖縄県関係令規の資料的価値について

ここでは、本書の山下文庫本が収録する沖縄県関係令規が、戦前期沖縄県の他の令達・令規集において、どの程度重複して掲載・収録されているかという観点から、本書収録の沖縄県関係令規の資料的価値について検討することしよう。

ところで、本書が昭和9年に発行された後に編纂・発行された戦前期沖縄県の令達・令規集のうち直近のものは、『加除自在現行沖縄県令規全集』（昭和4年再版発行）の国立国会図書館所蔵本（最終追録の内容は昭和15年1月1日現在）（以下「『令規全集』（国会本）」という。）である。他方、本書が発行される以前については、各分野の沖縄県令規を収録している『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（明治44年発行）（以下「明治44年版『令達類纂』」という。）および収録令規の内容の上で関連のある『糖業関係例規』（昭和5年発行）との異同に着目してみることにしたい。そこで、本書収録の沖縄県令規と上記3件の令達・令規集所収の沖縄県令規との重複収録状況を確認し整理すると、次のとおりである（後掲【表4】「他の令達・令規集との重複収録状況」参照）。

①本書の山下文庫本に収録されている沖縄県令規と明治44年版『令達類纂』に収録されている令規とが同文のもの：0件。

②本書の山下文庫本に収録されている沖縄県令規と『糖業関係例規』に収録されている令規とが同文のもの：2件（後掲【表2】のI1、I7）。

③本書の山下文庫本に収録されている沖縄県令規と『令規全集』（国会本）に収録されている令規とが同文のもの：13件（後掲【表2】のI3、I5、I8、I9、I12、I13、I18、I19、I20、I21、I25、I26、I27）。

④本書の山下文庫本に収録されている沖縄県令規が明治44年版『令達類纂』に収録されている令規を一部改正したものであるもの：3件（後掲【表2】のI25、I26、I27）。

⑤本書の山下文庫本に収録されている沖縄県令規が『糖業関係例規』に収録されている令規を一部改正したものであるもの：6件（後掲【表2】I2、I3、I4、I5、I6、I8）。

⑥『令規全集』（国会本）に収録されている令規が本書の山下文庫本に収録されている沖縄県令規を全面改正したものであるもの：2件（後掲【表2】のI17、I22）。

⑦『令規全集』（国会本）に収録されている令規が本書の山下文庫本に収録されている沖縄県令規を一部改正したものであるもの：6件（後掲【表2】のI2、I4、I6、I10、I23、I24）。

⑧本書の山下文庫本に収録されているが、上記3件の令達・令規集には収録されていない沖縄県令規：4件（後掲【表2】のI5、I14、I15、I16）。

以上によれば、本書の山下文庫本に収録されている沖縄県令規は、⑧のカテゴリーに属する4件については他の文献資料では参照することができる可能性が小さいと考えられ、また④、⑤、⑥および⑦のカテゴリーに属するものうち③のカテゴリーに該当しない令規（I2、I4、I6、I10、I17、I22、I23、I24）、については全面改正または一部改正の前後の異同を確認する上で有用であると考えられる。この点に本書の資料的価値があるといえよう。

七 後掲の【表2】ないし【表4】について

最後に、本稿の末尾に資料として掲載した【表2】ないし【表4】について簡単に解説をしておこう。

まず、【表2】は、本書の山下文庫本に収録されている27件の沖縄県令規を同書の本文における掲載順に一覧表示したものである。【表2】のうち、「符号」(I)と「整理番号」(1～27)は、筆者が作表の便宜と後日の引用の都合上付

したものである。つぎに、「令規類型」、「令規番号」、「令規の名称・件名」および「掲載頁」の欄については、山下文庫本の目次の記載内容をベースにして、同書の本文の記載内容と照合したうえで作成した。その際、「掲載頁」は、当該の令規が複数頁にわたって掲載されている場合でも、最初の頁数のみを示した。本書の目次には公布・発令年は記載されているが、公布・発令月日は記載されていないので、「公布（発令）年月日」の欄については、山下文庫本の本文の記載内容に従って作成した。さらに、当該令規中にその令規の施行年月日に記載されているもの（公布の日に施行する旨定められているものを含む。）については、その年月日を「施行年月日」欄に表示し、また、本文中に当該令規の一部改正の沿革に関する情報が記載されているものについては、それらの情報のうち最終改正の年月、令規類型、令規番号を「最終改正」欄に表示した。最後に、当該令規の制定に伴う既存令規の廃止に関する記載がある令規については、その廃止された令規の公布・発令年月、令規類型、令規番号、令規の名称・件名等を「本令規による廃止令規」欄に表示した。

つぎに、【表3】には、【表2】に掲載した令規の一部について、令規の名称・件名の目次と本文とでの異同等に関する補足的な説明を付した。

最後に、【表4】には、本書の山下文庫本に収録されている27件の沖縄県令規と戦前期沖縄県の他の3件の令達・令規集に収録されている令規との重複収録状況を（筆者が当該令規に付した符号および整理番号とともに）表示した。

八 おわりに

以上本稿では、沖縄県立図書館が所蔵する沖縄県物産検査所編『沖縄県物産検査関係例規』を底本として、同書の書誌情報について解説するとともに、同書が収録する沖縄県令規について紹介してきた。

本稿で『沖縄県物産検査関係例規』を取り上げたことにより、現時点で筆者が確認している戦前期沖縄県の令達・令規集のうち、その書誌情報の詳細の解説と収録令規の整理・紹介の作業が残っているのは『加除自在現行沖縄県令規

全集』だけとなった。同書は、いわゆる加除式の体裁の二分冊（第一綴り、第二綴り）から成る令達・令規集であるが、筆者が確認しえた限りでも、最終追録の時期が異なる6種（ただし、第一綴りだけのものが2種、第二綴りだけのものが1種ある。）が存在しており¹⁰、収録令規数も二分冊で1600件ないし1800件に及んでいる。戦前期沖縄県の令達・令規集に関する筆者の研究は、今後この『加除自在現行沖縄県令規全集』を対象として進められることになろう。

(注)

- (1) 青嶋敏「戦前期沖縄県の令達集・令規集について——その書誌情報の素描——」(平成17～20年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)研究成果報告書『沖縄近代法の形成と展開——沖縄の特殊性と普遍性——』所収、2009年)7～22頁。
- (2) これら8件の令達・令規集の解説とその収録令規の紹介については、青嶋敏「沖縄県尋常師範学校編『学事規定全書』とその沖縄県関係の収録令規について」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)(オンライン版)』61輯、2012年3月発行予定)、同「明治39年版『沖縄県令達類纂』(上下巻)所収令達一覧」(『社会科学論集』44号、2006年)243頁～275頁、同「明治39年版『沖縄県令達類纂下巻』巻末「附録」掲載廃止・取消令達一覧」(『社会科学論集』45号、2007年)229～243頁、同「『沖縄県町村諸規程』(横内家文書)とその収録令達について」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)』57輯、2008年)131～139頁、同「明治44年版『沖縄県令達類纂(上下巻)』所収令達一覧」(『社会科学論集』45号、2007年)245～279頁、同「『沖縄県会計法規』とその沖縄県関係の収録令規について」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)(オンライン版)』59輯、2010年)91～99頁、同「『沖縄県町村自治之葉 全』とその沖縄県関係の収録令規について」(『社会科学論集』48号、2010年)71～100頁、同「『沖縄県警察法規類典 全』とその収録令規について」(『社会科学論集』46号、2008年)331～360頁、同「『沖縄県青年学校法令集 全』とその沖縄県関係の収録令規について」(『社会科学論集』49号、2011年)215～234頁を参照願いたい。以上のほか、青嶋敏編『戦前期沖縄県令達令規目録——令達集・令規集収録編(暫定版)——』(青嶋敏刊、2009年)も合わせて参照願いたい。なお、『加除自在現行沖縄県令規全集』については、青嶋前掲「戦前期沖縄県の令達集・令規集について」13～15頁で、その書誌情報を素描した。
- (3) 青嶋敏「沖縄県内務部編『糖業関係例規』とその収録令規について」(『愛知教育

- 大学研究報告（人文・社会科学編）（オンライン版）』60輯、2011年）103～111頁。
- (4) 沖縄県立図書館編『沖縄県立図書館本館所蔵特殊文庫目録——郷土資料編——』（沖縄県立図書館、1997年）所収の仕切り紙「山下久四郎（やました きゅうしろう）文庫」〔頁表示なし〕の記述による。
 - (5) 沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂〔初版〕』（沖縄県、1906年）上巻428頁、沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（沖縄県、1911年）第七類102頁。
 - (6) 沖縄県知事官房文書係編前掲『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』第七類114頁。
 - (7) 県営移行の理由については、『琉球新報』大正元年8月25日付の記事「砂糖及樺検査の県営に就き一橋本農商務課長談」（琉球政府編『沖縄県史第17巻資料編7』〔琉球政府、1968年〕355～356頁に採録）参照。
 - (8) 『沖縄毎日新聞』大正元年10月17日付および同19日付。なお、前掲『沖縄県史第17巻資料編7』358～360頁に採録されている。
 - (9) 『沖縄毎日新聞』大正元年10月21日付、同22日付および同23日付。なお、前掲『沖縄県史第17巻資料編7』360～361頁に採録されている。
 - (10) 大正5年公布の物産検査規則の内容については、今のところ確認できていない。この物産検査規則はその後、大正12年および大正15年に全面改正されている。
 - (11) 沖縄県物産検査所編『沖縄県物産検査関係例規』（沖縄県物産検査所、1934年）51～52頁。
 - (12) 管見によれば、『加除自在現行沖縄県令規全集』には、①国立国会図書館所蔵本（最終追録第173号、内容現在昭和15年1月1日）、②琉球大学付属図書館沖縄関係資料室所蔵本（「財団法人沖縄財団謹贈」印本）（最終追録第201号、内容現在昭和17年10月1日、第一綴りのみ）、③史料編集室所蔵本（沖縄県学校指導課寄贈本）（最終追録不詳、内容現在不詳、第二綴りのみ）、④仲西安清氏所蔵本（「宮古法務支局之印」本）（最終追録第212号、内容現在昭和19年3月4日）、⑤沖縄県公文書館所蔵本（「八重山地方庁之印」本）（最終追録第215号、内容現在昭和19年5月1日）、⑥沖縄県議会図書室所蔵本（帝国地方行政学会寄贈本）（最終追録第216号、内容現在昭和19年7月10日、第一綴りのみ）の諸本がある。これらのうち、③は要修理状態であるため現時点ではその詳細を確認することができない。また④の複製本を史料編集室が所蔵しているが、原本については筆者は未見である。

〔付記〕本稿は、2009～2011年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）「沖縄近代法の構造とその歴史的 성격」（研究課題番号21243002、研究代表者沖縄大学教授田里修）による研究成果の一部である。

【表2】「沖縄県物産検査関係例規」所収の沖縄県関係令規一覧

符号	整理番号	公布(発令)年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	掲載頁	施行日	最終改正	本令規による廃止令規
I	1	大正01/10/13	諭告	1号	砂糖検査二関スル諭告	1			
I	2	大正14/05/16	県令	9号	物産検査規則	3	大正14年5月20日(第24条第1項による。)	昭和9年10月県令第48号。	大正12年5月県令第17号を廃止(第24条第2項による)。
I	3	大正12/07/01	訓令乙	91号	物産検査手続	25		昭和8年9月訓令乙第107号。	大正1年訓令甲第12号砂糖砂糖樽検査手続、大正5年訓令乙第51号焼酎検査手続、大正5年訓令乙第52号帽子検査手続を廃止(第8条による)。
I	4	大正12/07/01	告示	86号	沖縄県物産検査所同出張所同検査吏員派出所ノ名称位置管轄区域検査場所	27	大正12年7月1日(制定文による)。	昭和9年9月告示第235号。	
I	5	大正12/12/01	訓令甲	18号	物産検査標準査定規則	31	大正12年12月1日(第13条による)。	昭和9年10月県令第54号。	大正1年10月訓令甲第13号砂糖検査標準糖査定規則、大正5年4月訓令甲第17号帽子検査標準帽子査定会規則を廃止(第14条による)。
I	6	大正10/02/21	県令	12号	物産検査手数料収納規則	35	大正10年4月1日(附則第1項による)。	昭和8年8月県令第16号。	大正5年4月県令第33号物産検査手数料徴収規則を廃止(附則第2項による)。
I	7	大正12/11/21	通知	産甲97ノ2号	赤糖検査手数料二関スル件	38			
I	8	大正10/02/21	訓令乙	14号	物産検査手数料取扱手続	39		昭和6年3月訓令乙第51号。	
I	9	大正10/03/31	県令	24号	沖縄県物産検査所職制	47	大正10年4月1日(第10条による)。	昭和9年10月県令第55号。	
I	10	大正10/03/31	訓令甲	12号	沖縄県物産検査所処務規程	49			
I	11	大正12/12/24	指令	1245号	物産検査所処務細則	51			
I	12	大正01/10/29	訓令甲	17号	物産検査所職員旅費支給規則	69		大正15年2月訓令甲第1号。	
I	13	昭和02/04/26	訓令甲	14号	物産検査所検査吏員給与品規則	71	昭和2年4月1日(第5条による)。		大正1年11月訓令甲第18号物産検査所検査吏員給与品給与品規則を廃止(第6条による)。
I	14	大正07/04/05	指令	494号	物産検査所職員休暇規則	72			
I	15	昭和09/09/28	通牒	物検109号	職員勤怠調査報告ノ件	75			大正6年11月17日物検第103号ノ1を廃止(追而書による)。
I	16	大正13/01/17	通牒	物検13号	砂糖樽検査二関スル件	76			

符号	整理 番号	公布(発令) 年月日	令規 類型	令規番号	令規の名称・件名	掲載頁	施行日	最終改正	本令規による廃止令規
I	17	昭和09/05/22	訓令甲	7号	沖縄県電報発信符号表(抜萃)	77		昭和9年10月訓令甲第30号。本文77頁は、改正経過について、「改正(抜萃)」として昭和9年10月訓令甲第30号のみを表示している。	
I	18	大正13/07/01	訓令甲	8号	各麻ノ執務時間及休暇ノ件	79			
I	19	大正04/03/02	訓令甲	5号	県吏員職員懲戒規程	89			
I	20	昭和04/11/02	訓令甲	14号	新年紀元節天長節並明治節参賀心得	92			
I	21	大正12/10/25	県令	37号	沖縄県県吏員恩給規則	93	大正12年10月1日以後の分より適用(第9条による)。	昭和9年3月県令第7号。	明治43年4月県令第23号有給県吏員職員退職料退職給与金死亡給与金遺族扶助料給与規則を廃止(第12条による)。
I	22	大正12/12/28	告示	158号	沖縄県県吏員恩給規則ヲ適用スヘキ県吏員	96		昭和8年10月告示第272号。	
I	23	昭和04/04/30	訓令甲	7号	県費支弁旅費支給規程	98	昭和4年4月30日(附則第1項による)。		大正9年8月訓令甲第36号県費支弁旅費支給規則[ママ]を廃止(附則第2項による)。
I	24	大正11/03/20	訓令甲	9号	離島在勤者月手当支給規程	103	大正11年3月20日(附則第1項による)。	昭和9年6月訓令甲第8号。	大正3年3月訓令甲第5号離島在勤者月手当支給規則を廃止(附則第2項)。
I	25	明治42/04/01	訓令甲	8号	県費支弁俸給支給規則	106	明治42年4月1日(附則による)。	大正15年7月訓令甲第22号。	
I	26	明治41/03/31	訓令甲	14号	雇員俸給支給規則	109		大正3年9月訓令甲第27号。	
I	27	明治42/04/01	訓令甲	10号	県費支弁給料旅費及被服給与規則	111	明治42年4月1日(附則による)。	昭和7年3月訓令甲第5号。	

【表3】 【表2】への補注

符号	整理番号	補注
I	1	本文1頁には、この諭告の件名は表示されていない。【表2】では、目次1頁の件名に従った。
I	4	目次1頁では、この告示の名称は「物産検査所同出張所同派出所ノ名称位置管轄区域検査場所」と表記されているが、本文27頁では、「沖縄県物産検査所同出張所同検査吏員派出所ノ名称位置管轄区域検査場所」と表記されている。【表2】では、本文の名称に従った。
I	7	この令規の本文末尾では「此段及通知候也」と表記されているが、【表2】では令規類型を「通牒」と表示した。目次1頁では、この令規の件名を「赤糖検査手整料ニ関スル件」と表記されているが、本文38頁では「赤糖検査手数料ニ関スル件」と表記している。【表2】では、本文の件名に従った。
I	15	本文75頁では、この令規の件名の下に「出張所派出所ヘノ通牒文抜萃」という括弧書きがあり、またこの令規の本文末尾では「此段及通牒候也」と表記されており、【表2】では令規類型を「通牒」と表示した。
I	16	本文76頁では、この令規の件名の下に「出張所派出所ヘノ通牒文抜萃」という括弧書きがあり、【表2】では令規類型を「通牒」と表示した。
I	18	符号I整理番号18以下の令規は、本書の「附録」部分に掲載されている。I18の令規は、大正11年7月4日閣令第6号「官庁執務時間」を準用し、これを引用している。
I	19	目次3頁では、この令規の名称は「県吏員職員懲戒規程」と表記されているが、本文89頁では、「県吏員職員懲戒規定」と表記されている。しかし本文91頁掲載の第13条では「本規程ニ規定セサルモノニ関シテハ……」と定めており、また【加除自在現行沖縄県令規全集】（国立国会図書館所蔵本）第二類8頁では「県吏員職員懲戒規程」と表記している。そこで、【表2】では目次の表記に従い「規程」とした。
I	21	目次3頁では、この令規の名称は「沖縄県吏員恩給規則」と表記されているが、本文93頁では、「沖縄県県吏員恩給規則」と表記されている。【表2】では、本文の名称に従った。
I	22	目次3頁では、この令規の名称は「沖縄県吏員恩給規則ヲ適用スヘキ県吏員」と表記されているが、本文93頁では、「沖縄県県吏員恩給規則ヲ適用スヘキ県吏員」と表記されている。【表2】では、本文の名称に従った。

【表4】他の令達・令規集との重複収録状況

符号	整理番号	公布(発令)年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	施行年月日	最終改正	本令規により廃止または全面改正された令規	収録令達・令規集
I	1	大正01/10/13	諭告	1号	砂糖検査ニ関スル諭告	(記載なし)	改正なし。		【沖縄県物産検査関係例規】1頁。
H	24	大正01/10/13	諭告	1号	(記載なし)	(記載なし)	改正なし。		【糖業関係例規】82頁。
I	2	大正14/05/16	県令	9号	物産検査規則	大正14/05/20	昭和9年10月県令第48号。	大正12年5月県令第17号を廃止(第24条第2項〔附則〕による)。 大正12年5月県令第17号物産検査規則を廃止(第24条第2項〔附則〕による)。	【沖縄県物産検査関係例規】3頁。
H	25	大正14/05/16	県令	9号	物産検査規則	大正14/05/20	改正なし。		【糖業関係例規】83頁。
Ka	936	大正14/05/16	県令	9号	物産検査規則	大正14/05/20	昭和14年12月県令第33号。	大正12年5月県令第17号物産検査規則を廃止(第24条第2項〔附則〕による)。	【令規全集】(国会本)第十一類28ノ5頁。
I	3	大正12/07/01	訓令乙	91号	物産検査手続	(記載なし)	昭和8年9月訓令乙第107号。	大正元年訓令甲第12号砂糖砂糖樽検査手続、大正5年訓令乙第51号焼酎検査手続、大正5年訓令乙第52号帽子検査手続を廃止(第8条による)。 大正元年訓令甲第12号砂糖砂糖樽検査手続、大正5年訓令乙第51号焼酎検査手続、大正5年訓令乙第52号帽子検査手続を廃止(第8条による)。	【沖縄県物産検査関係例規】25頁。
H	26	大正12/07/01	訓令乙	91号	物産検査手続	(記載なし)	〔大正〕14年7月14日〔訓令乙〕第212号。	大正元年訓令甲第12号砂糖砂糖樽検査手続、大正5年訓令乙第51号焼酎検査手続、大正5年訓令乙第52号帽子検査手続を廃止(第8条〔附則〕による)。	【糖業関係例規】96頁。
Ka	937	大正12/07/01	訓令乙	91号	物産検査手続	(記載なし)	昭和8年9月訓令乙第107号。	大正元年訓令甲第12号砂糖砂糖樽検査手続、大正5年訓令乙第51号焼酎検査手続、大正5年訓令乙第52号帽子検査手続を廃止(第8条〔附則〕による)。	【令規全集】(国会本)第十一類34頁。
I	4	大正12/07/01	告示	86号	沖縄県物産検査所同出張所同検査吏員派出所ノ名称位置管轄区域検査場所	大正12/07/01	昭和9年9月告示第235号。		【沖縄県物産検査関係例規】27頁。
H	27	大正12/07/01	告示	86号	沖縄県物産検査所同出張所同検査吏員派出所ノ名称位置管轄区域検査場所	大正12/07/01	〔大正〕15年2月27日告示第22号。		【糖業関係例規】97頁。
Ka	935	大正12/07/01	告示	86号	沖縄県物産検査所同出張所同検査吏員派出所ノ名称位置管轄区域検査場所	大正12/07/01	昭和10年11月告示第221号。		【令規全集】(国会本)第十一類28ノ3頁。
I	5	大正12/12/01	訓令甲	18号	物産検査標準査定規則	大正12/12/01	昭和9年10月県令第54号。	大正元年10月訓令甲第13号砂糖検査標準糖査定規則、大正5年4月訓令甲第17号帽子検査標準帽子査定会規則を廃止(第14条〔附則〕による)。	【沖縄県物産検査関係例規】31頁。
H	28	大正12/12/01	訓令甲	18号	物産検査標準査定規則	大正12/12/01	改正表示なし。〔昭和3年11月訓令甲第15号により改正か?〕	大正元年10月訓令甲第13号砂糖検査標準糖査定規則、大正5年4月訓令甲第17号帽子検査標準帽子査定会規則を廃止(第14条〔附則〕による)。	【糖業関係例規】101頁。

符号	整理番号	公布(発令)年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	施行年月日	最終改正	本令規により廃止または全面改正された令規	収録令達・令規集
Ka	938	大正12/12/01	訓令甲	18号	物産検査標準査定規則	大正12/12/01	昭和9年10月県令第54号。	大正元年10月訓令甲第13号砂糖検査標準審査定規則、大正5年4月訓令甲第17号帽子検査標準審査定規則を廃止(第14条(附則)による)。	【令規全集】(国会本)第十一類36頁。
I	6	大正10/02/21	県令	12号	物産検査手数料収納規則	大正10/04/01	昭和8年8月県令第16号。	大正5年4月県令第33号物産検査手数料徴収規則を廃止(附則第2項による)。	【沖繩県物産検査関係例規】35頁。
H	29	大正10/02/21	県令	12号	物産検査手数料収納規則	大正10/04/01	大正14年5月20日県令(第11号)。(実際には、昭和3年6月県令第28号か?)	大正5年4月県令第33号物産検査手数料徴収規則を廃止(附則第2項による)。	【糖業関係例規】103頁。
Ka	933	大正10/02/21	県令	12号	物産検査手数料収納規則	大正10/04/01	昭和8年8月県令第16号。	大正5年4月県令第33号物産検査手数料徴収規則を廃止(附則第2項による)。	【令規全集】(国会本)第十一類27頁。
I	7	大正12/11/21	通知	産甲97ノ2号	赤糖検査手数料ニ関スル件	〔記載なし〕	改正なし。		【沖繩県物産検査関係例規】38頁。
H	30	大正12/11/29	通知	物検156号	赤糖検査手数料ニ関スル件	〔記載なし〕	改正なし。		【糖業関係例規】105頁。
I	8	大正10/02/21	訓令乙	14号	物産検査手数料取扱手続	〔記載なし〕	昭和6年3月訓令乙第51号。		【沖繩県物産検査関係例規】39頁。
H	31	大正10/02/21	訓令乙	14号	物産検査手数料取扱手続	〔記載なし〕	〔大正〕14年12月17日告示第259号。		【糖業関係例規】105頁。
Ka	934	大正10/02/21	訓令乙	14号	物産検査手数料取扱手続	〔記載なし〕	昭和6年3月訓令乙第51号。		【令規全集】(国会本)第十一類27頁。
I	9	大正10/03/31	県令	24号	沖繩県物産検査所職制	大正10/04/01	昭和9年10月県令第55号。	〔制定文の記載なし〕	【沖繩県物産検査関係例規】47頁。
Ka	931	大正10/03/31	県令	24号	沖繩県物産検査所職制	大正10/04/01	昭和9年10月県令第55号。	大正5年県令第23号沖繩県物産検査所職制を全改(制定文による)。	【令規全集】(国会本)第十一類25頁。
I	10	大正10/03/31	訓令甲	12号	沖繩県物産検査所処務規程	〔記載なし〕	〔沿革の記載なし〕	〔制定文の記載なし〕	【沖繩県物産検査関係例規】49頁。
Ka	932	大正10/03/31	訓令甲	12号	沖繩県物産検査所処務規程	大正10/04/01	昭和10年2月訓令乙第21号。	大正5年訓令甲第18号物産検査所処務規程を全改(制定文による)。	【令規全集】(国会本)第十一類26頁。
I	11	大正12/12/24	指令	1245号	物産検査所処務細則	〔記載なし〕	改正なし。		【沖繩県物産検査関係例規】51頁。
I	12	大正01/10/29	訓令甲	17号	物産検査所職員旅費支給規則	〔記載なし〕	大正15年2月訓令甲第1号。		【沖繩県物産検査関係例規】69頁。
Ka	251	大正01/10/29	訓令甲	17号	物産検査所職員旅費支給規則	〔記載なし〕	大正15年2月訓令甲第1号。		【令規全集】(国会本)第三類189頁。
I	13	昭和02/04/26	訓令甲	14号	物産検査所検査吏員給与品規則	昭和02/04/01	改正なし。	大正元年11月訓令甲第18号物産検査所検査吏員給与品規則を廃止(第6条(附則)による)。	【沖繩県物産検査関係例規】71頁。
Ka	309	昭和02/04/26	訓令甲	14号	物産検査所検査吏員給与品規則	昭和02/04/01	改正なし。	大正元年11月訓令甲第18号物産検査所検査吏員給与品規則を廃止(第6条(附則)による)。	【令規全集】(国会本)第三類199頁。

符号	整理番号	公布(発令)年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	施行年月日	最終改正	本令規により廃止または全面改正された令規	収録令達・令規集
I	14	大正07/04/05	指令	494号	物産検査所職員休暇規則	〔記載なし〕	改正なし。		〔沖縄県物産検査関係例規〕72頁。
I	15	昭和09/09/28	通牒	物検109号	職員勤怠調査報告ノ件	〔記載なし〕	改正なし。	大正6年11月17日物検第103号ノ1を廃止(追て書による)。	〔沖縄県物産検査関係例規〕75頁。
I	16	大正13/01/17	通牒	物検13号	砂糖樽検査ニ関スル件	〔記載なし〕	改正なし。		〔沖縄県物産検査関係例規〕76頁。
I	17	昭和09/05/22	訓令甲	7号	沖縄県電報発信符号表(抜萃)	〔記載なし〕	昭和9年10月訓令甲第30号。本文77頁は、改正経過について、「改正(抜萃)」として昭和9年10月訓令甲第30号のみを表示している。		〔沖縄県物産検査関係例規〕77頁。
Ka	10	昭和10/06/04	訓令甲	12号	沖縄県電報発信符号	昭和10/07/01	昭和14年11月訓令甲第11号。	昭和9年5月訓令甲第7号沖縄県電報発信符号を全改(制定文による)。	〔令規全集〕(国会本)第一類2ノ7頁。
I	18	大正13/07/01	訓令甲	8号	各廂ノ執務時間及休暇ノ件	〔記載なし〕	改正なし。		〔沖縄県物産検査関係例規〕79頁。
Ka	54	大正13/07/01	訓令甲	8号	各廂ノ執務時間及休暇ノ件	〔記載なし〕	改正なし。		〔令規全集〕(国会本)第一類58頁。
I	19	大正04/03/02	訓令甲	5号	県吏員職員懲戒規程	〔記載なし〕	改正なし。		〔沖縄県物産検査関係例規〕89頁。
Ka	84	大正04/03/02	訓令甲	5号	県吏員職員懲戒規程	大正04/03/02	改正なし。		〔令規全集〕(国会本)第二類8頁。
I	20	昭和04/11/02	訓令甲	14号	新年紀元節天長節並明治節参賀心得	〔記載なし〕	改正なし。		〔沖縄県物産検査関係例規〕92頁。
Ka	14	昭和04/11/02	訓令甲	14号	新年紀元節天長節並明治節参賀心得	〔記載なし〕	改正なし。	大正7年11月19日訓令甲第28号を廃止(制定文による)。	〔令規全集〕(国会本)第一類4頁。
I	21	大正12/10/25	県令	37号	沖縄県県吏員恩給規則	大正12/10/01	昭和9年3月県令第7号。	明治43年4月県令第23号有給県吏員職員退職料退職給与金死亡給与金遺族扶助料給与規則を廃止(第12条による)。	〔沖縄県物産検査関係例規〕93頁。
Ka	311	大正12/10/25	県令	37号	沖縄県県吏員恩給規則	大正12/10/01	昭和9年3月県令第7号。	明治43年4月県令第23号有給県吏員職員退職料退職給与金死亡給与金遺族扶助料給与規則を廃止(第12条による)。	〔令規全集〕(国会本)第三類200ノ9頁。
I	22	大正12/12/28	告示	158号	沖縄県県吏員恩給規則ヲ適用スヘキ県吏員	〔記載なし〕	昭和8年10月告示第272号。		〔沖縄県物産検査関係例規〕96頁。
Ka	312	昭和10/06/18	告示	116号	沖縄県県吏員恩給規則ヲ適用スヘキ県吏員	〔記載なし〕	改正なし。	大正12年12月告示第158号〔沖縄県県吏員恩給規則ヲ適用スヘキ県吏員〕を廃止(第2項による)。	〔令規全集〕(国会本)第三類200ノ10頁。
I	23	昭和04/04/30	訓令甲	7号	県費支弁旅費支給規程	昭和04/04/30	改正なし。	大正9年8月訓令甲第36号県費支弁旅費支給規則〔ママ〕を廃止(附則第2項による)。	〔沖縄県物産検査関係例規〕98頁。

符号	整理番号	公布(発令)年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	施行年月日	最終改正	本令規により廃止または全面改正された令規	収録令達・令規集
Ka	241	昭和04/04/30	訓令甲	7号	県費支弁旅費支給規程	昭和04/04/30	昭和12年4月訓令甲第11号。	大正9年8月訓令甲第36号県費支弁旅費支給規則〔ママ〕を廃止(附則第2項による)。	【令規全集】(国会本)第三類173頁。
I	24	大正11/03/20	訓令甲	9号	離島在勤者月手当支給規程	大正11/03/20	昭和9年6月訓令甲第8号。	大正3年3月訓令甲第5号離島在勤者月手当支給規則を廃止(附則第2項)。	【沖縄県物産検査関係例規】103頁。
Ka	293	大正11/03/20	訓令甲	9号	離島在勤者月手当支給規程	大正11/03/20	昭和13年2〔ママ〕月訓令甲第11号。	大正3年3月訓令甲第5号離島在勤者月手当支給規則を廃止(附則第2項)。	【令規全集】(国会本)第三類190ノ18頁。
I	25	明治42/04/01	訓令甲	8号	県費支弁俸給支給規則	明治42/04/01	大正15年7月訓令甲第22号。		【沖縄県物産検査関係例規】106頁。
B	735	明治42/04/01	訓令甲	8号	県費支弁俸給支給規則	明治42/04/01	改正なし。		明治44年版【令達類纂】第十二類105頁。
Ka	233	明治42/04/01	訓令甲	8号	県費支弁俸給支給規則	明治42/04/01	大正15年7月訓令甲第22号。		【令規全集】(国会本)第三類168頁。
I	26	明治41/03/31	訓令甲	14号	雇員俸給支給規則	〔記載なし〕	大正3年9月訓令甲第27号。	〔制定文の記載なし〕	【沖縄県物産検査関係例規】109頁。
B	733	明治41/03/31	訓令甲	14号	雇員俸給支給規則	明治41/04/01	改正なし。	明治22年5月達内第16号雇員俸給支給規則を廃止(制定文による)。	明治44年版【令達類纂】第十二類93頁。
Ka	239	明治41/03/31	訓令甲	14号	雇員俸給支給規則	明治41/04/01	大正3年9月訓令甲第27号。	明治22年5月達内第16号雇員俸給支給規則を廃止(制定文による)。	【令規全集】(国会本)第三類171頁。
I	27	明治42/04/01	訓令甲	10号	県費支弁給料旅費及被服給与規則	明治42/04/01	昭和7年3月訓令甲第5号。		【沖縄県物産検査関係例規】111頁。
B	736	明治42/04/01	訓令甲	10号	県費支弁給料旅費及被服給与規則	明治42/04/01	改正なし。		明治44年版【令達類纂】第十二類106頁。
Ka	240	明治42/04/01	訓令甲	10号	県費支弁給料旅費及被服給与規則	明治42/04/01	昭和7年3月訓令甲第5号。		【令規全集】(国会本)第三類171頁。

(注) 表中において、「令規全集」(国会本)とは、沖縄県庁編「加除自在現行沖縄県令規全集」(帝國地方行政学会発行、昭和4年再版発行)の国立国会図書館所蔵本を指し、明治44年版【令達類纂】とは、沖縄県知事官房文書係編「沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕」(沖縄県、明治44年)を指す。なお、【令規全集】(国会本)の符号(Ka)と整理番号は暫定的に付したものである。

『社会科学論集』第50号掲載

「『沖縄県物産検査関係例規』とその沖縄県関係の収録令規について」の正誤表

頁	行	誤	正
68 頁	26 行	……乱丁は存在ない。	……乱丁は存在しない。
79 頁	10 行	……の県営に就き	……の県営に就